

第 9 期広島市高齢者施策推進プランの 重点施策の取組方針、目標設定、 主な取組内容について（案）

- 1 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進・・・ P 2
- 2 重点施策Ⅳ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進 …………… P12
- 3 重点施策Ⅴ 認知症施策の推進 …………… P19

令和5年10月3日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

1 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

取組方針

高齢化の進展に伴う要介護等認定者の増加を踏まえ、単身や認知症、中重度の要介護者に対応できるサービスや居宅要介護者の在宅生活を支えるサービスの提供体制を確保するとともに、サービスの提供に必要な介護人材の確保と質の高い人材の育成を図るなど、施設・事業所における防災・感染症対策にも留意しながら、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。

成果目標

目標項目	評価指標			
① 介護サービス量の見込みに応じた施設・事業所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所系サービスの整備定員数（施設種別：検討中） ・ 地域密着型サービスの事業所数（事業所種別：検討中） 			
	【設定理由】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化の進展に伴う要介護等認定者の増加を踏まえ、単身や認知症、中重度の要介護者に対応できるサービスや居宅要介護者の在宅生活を支えるサービスの提供体制を確保する必要がある。 ○ このため、引き続き「介護サービス量の見込みに応じた施設・事業所の整備」を目標項目とし、「入所系サービスの整備定員数」及び「地域密着型サービスの事業所数」を評価指標とする。ただし、具体的な施設・事業所の種別については、今後、第9期における介護サービス量を見込む中で設定するものとする。 			
	目 標			
	区 分	目標値		
	整備定員数・事業所数	6年度 検討中	7年度 検討中	8年度 検討中
【目標値の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な整備定員数・事業所数についても、評価指標と同様、今後、第9期における介護サービス量を見込む中で設定することとする。 				

成果目標

目標項目	評価指標				
② サービスの提供に必要な介護人材の確保	介護人材の不足感を抱く施設・事業所の割合の対全国平均比減				
	【設定理由】 ○ 介護サービスの提供に、施設・事業所の整備と合わせて、介護人材の確保が不可欠であることから、「サービスの提供に必要な介護人材の確保」を目標項目に設定する。また、介護人材の確保は全国的な課題であることに鑑み、「介護人材の不足感を抱く施設・事業所の割合を全国平均よりも低くすること（対全国平均比減）」を評価指標とする。				
	目 標				
	区 分	現状値	目標値		
		4年度	6年度	7年度	8年度
介護職員	77.8%	対全国平均比減	対全国平均比減	対全国平均比減	
訪問介護員	75.9%				
ケアマネジャー	41.9%				
【目標値の考え方】 ○ 介護人材の不足感を抱く施設・事業所の割合の全国平均を基準として、本市の割合をこれよりも低くすることを目指す。なお、本市調査と全国調査の内容に相違があるため、現状値は参考に過ぎず、本年度に行う本市調査から、対象職員の定義などを全国調査に合わせる。 （4年度全国調査：介護職員 69.3%、訪問介護員 83.5%、ケアマネジャー 37.7%）					

【指標の把握方法】

- 広島市介護サービス事業者調査（市内約2,000事業所等を対象）
- 全国調査：公益財団法人介護労働安定センター介護労働実態調査（全国18,000事業所等を対象。有効調査数17,125、有効回収数8,708、回収率50.8%）

取組内容

取組項目	主な内容
① 介護サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど、施設・居住系サービスの整備促進・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所など、地域密着型サービスの整備促進・ 共生型サービスの普及啓発・ 施設・事業所における防災対策、感染症対策の推進
② 介護サービスの質の向上と業務効率化	<ul style="list-style-type: none">・ ケアプラン点検の実施やケアマネジャーへの研修など適切なケアマネジメントの推進・ I C T等を活用した利用者サービスの質の向上・ 記録・請求業務等の I C T化の推進や事業者指定申請手続の簡素化など介護現場における負担軽減
③ 介護人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">・ 処遇改善に係る加算の取得促進やひろしま保育・介護人材サポート事業など介護職員の処遇改善の推進・ 介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出・ 若い世代への介護職への理解促進など介護人材の裾野の拡大・ 介護人材の資質向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
① 介護職員の処遇改善加算の取得率の増加	5年度	6年度	7年度	8年度
	88.3%	—	対前年度比増	対前年度比増
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員の賃金面での処遇改善を図るとともに、介護職員の将来にわたる安定的な確保につなげるため、「介護職員の処遇改善に係る加算の取得率の増加」を目標項目とする。 ○ また、現行の3種類の処遇改善加算は、来年度の介護報酬改定において、事業者の事務負担軽減を図るため制度を見直して一本化する議論がなされており、具体的な目標値を定めることが困難であることから、「対前年度比増」を目指す。なお、現状値（令和5年4月現在）は参考として、介護職員処遇改善加算の取得率を掲載している。 			

【現行の処遇改善加算】 ※対象事業所数は1,600程度

区分	R3.4	R4.4	R5.4	概要
① 介護職員処遇改善加算	88.7%	89.8%	88.3%	職員の賃金改善のための経費を介護報酬に加算する制度 (国評価：加算前後で1人当たり月額3万3千円の改善効果)
② 介護職員等特定処遇改善加算	69.9%	71.6%	72.8%	全産業平均の賃金と遜色ない水準を目指して創設された制度 (国評価：加算前後で1人当たり月額1万8千円の改善効果)
③ 介護職員等ベースアップ等支援加算	—	—	80.9%	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策で創設された制度 (国評価：加算前後で1人当たり月額1万7千円の改善効果)

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
② 「ひろしま介護マイスター」養成事業所数の増加	4年度	6年度	7年度	8年度
	158事業所	185事業所	200事業所	215事業所
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護技術に優れ職場内でリーダーとなる高い資質を持った職員を養成することは、介護サービスの質向上だけでなく介護職員の定着にも資するものであることから、「『ひろしま介護マイスター』養成事業所数の増加」を項目として設定する。 ○ また、過去3年間の増加傾向（年平均15事業所増）を踏まえ、毎年度15事業所ずつ増加させることを目標値とする。 ※第8期中の残期間も同様に推計（R5：170事業所） 			

※ 第8期プランで数値目標を設定して取り組む項目としていた「ケアプラン点検の計画的な実施」については、本市の業務として定期的に行うこととしているため、第9期プランでは項目に設定しない。

【ひろしま介護マイスター】

- 本市が「ひろしま介護マイスター」として認定するのは、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に基づき一定以上の資格があると認められた介護職員である。

【介護プロフェッショナルキャリア段位制度】

- 介護福祉士の資格取得や実務者研修・介護職員初任者研修の修了等を通じて「わかる（知識）」を評価しつつ、「できる（実践的スキル）」の能力評価を重点的に実施する制度

【養成事業所数の推移】 ※対象事業所数は1,500程度

R2：121（+8）、R3：143（+22）、R4：158（+15）

【参考 1】 介護サービス事業所数及び利用者数の推移

◎ 施設サービス等

○第7期開始年（H30）と第8期最終年（R5）を比較すると、施設サービス等については、量的確保を図るとしたプランに基づき、特別養護老人ホームをはじめとする福祉系の事業所数・利用者数が増加している。

（上段：事業所数、下段：利用者数）

区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30 R4-H30
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	71	72	72	74	75	77	+6
	3,830	3,914	3,938	4,017	4,082	-	+252
介護老人保健施設	32	32	32	31	31	31	▲1
	2,216	2,221	2,245	2,182	2,134	-	▲82
介護医療院・介護療養型医療 施設	18	18	13	13	13	13	▲5
	857	861	917	908	851	-	▲6
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	152	152	156	157	157	160	+8
	2,580	2,601	2,690	2,730	2,743	-	+163
特定施設入居者生活介護	50	49	49	51	51	54	+4
	2,100	2,141	2,165	2,201	2,307	-	+207

※ 1 事業所数（休止中は除外）は各年度4月1日現在の数で、利用者数は10月利用分の人数

※ 2 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む。

※ 3 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームに入居している要介護者を対象として、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行うサービス

◎ 居宅サービス・地域密着型サービス（主なもの）

○第7期開始年（H30）と第8期最終年（R5）を比較すると、居宅サービス等については、訪問看護の事業所数・利用者数の増加が顕著であり、このほか訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護等も増加している。

（上段：事業所数、下段：利用者数）

区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30 R4-H30
訪問介護	335	327	333	338	342	348	+13
	9,323	9,300	9,370	9,471	9,683	-	+360
訪問看護	136	139	145	162	177	194	+58
	7,109	7,641	8,381	9,012	9,463	-	+2,354
通所介護	223	234	236	236	238	241	+18
	9,680	10,098	9,976	10,049	10,241	-	+561
通所リハビリテーション	94	98	105	105	105	101	+7
	6,256	6,564	6,372	6,375	6,290	-	+34
短期入所生活介護	153	155	158	158	164	167	+14
	3,103	3,103	2,879	2,948	3,053	-	▲50
小規模多機能型居宅介護等 （地域密着型サービス）	91	89	94	94	96	97	+6
	1,325	1,366	1,527	1,640	1,670	-	+345
地域密着型通所介護 （地域密着型サービス）	147	143	133	130	129	125	▲22
	2,947	2,945	2,776	2,807	2,821	-	▲126

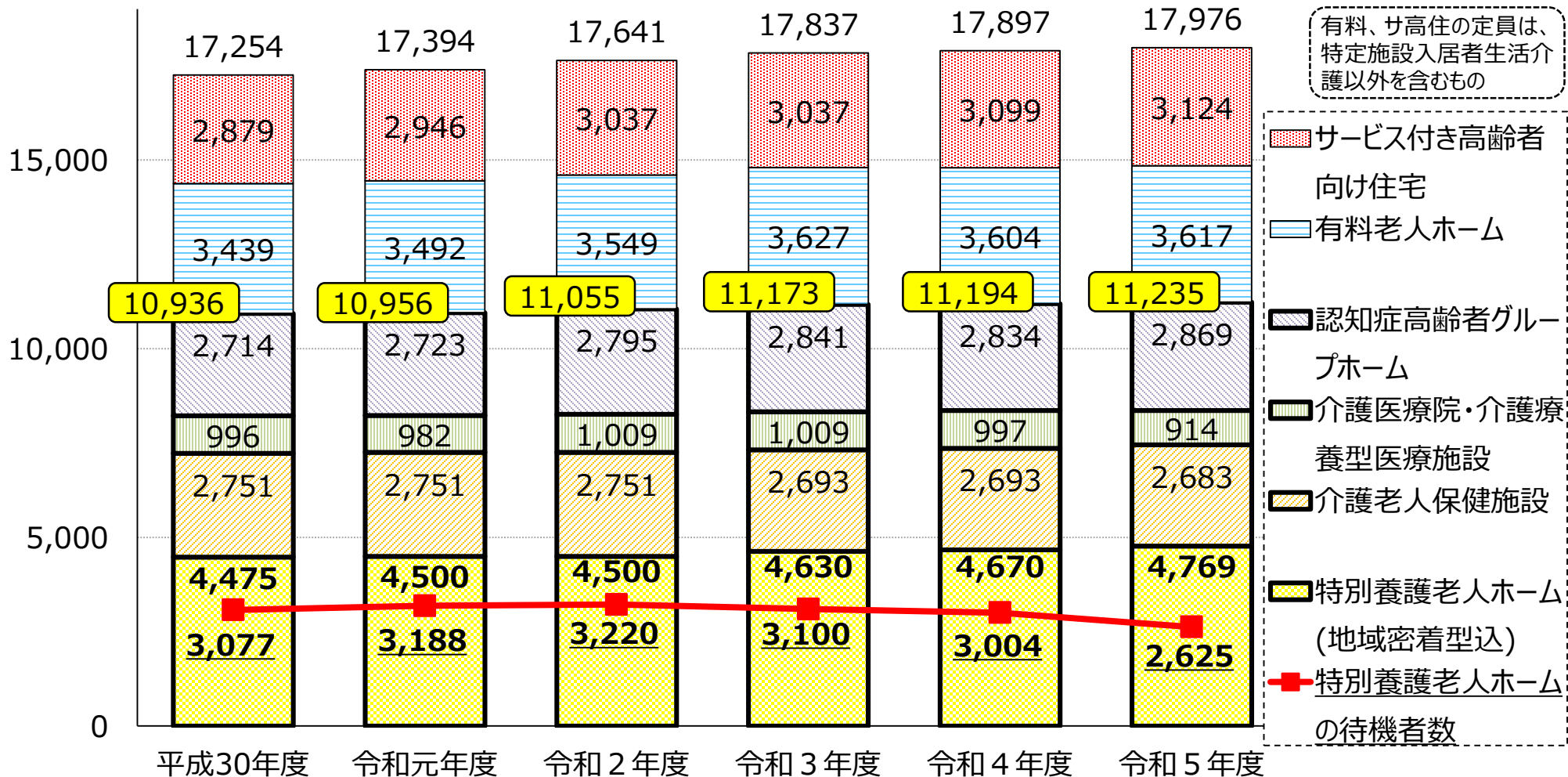
※1 事業所数（休止中は除外）は各年度4月1日現在の数で、利用者数は10月利用分の人数

※2 小規模多機能型居宅介護等は、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護を合計したもの

【参考2】 施設サービス等の定員数等の推移（各年度4月1日現在）

- 第7期開始年（H30）と第8期最終年（R5）を比較すると、施設サービス等の受け皿は拡大している。
 - ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険サービスの定員数は、299人増加（+2.7%：10,936⇒11,235）
 - ・ これらに有料老人ホーム等を加えた定員数は、722人増加（+4.2%：17,254⇒17,976）
- 特別養護老人ホームの待機者数は、令和2年度がピークで、令和5年度はピーク時から595人減少（▲18.5%：3,220⇒2,625）している。この要因としては、施設サービス等の定員数の増加、コロナ禍での入退所の増加、各種在宅サービスの充実等に伴う在宅介護へのシフトなどが考えられる。

（単位：人）



【参考3】 要支援・要介護認定者数等の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4-H30
要支援1	9,093	9,437	9,210	9,535	9,415	+322
要支援2	8,604	8,785	8,641	8,757	8,728	+124
要介護1	10,792	10,564	11,063	11,819	12,021	+1,229
要介護2	9,943	9,813	10,027	9,655	9,744	▲199
要支援1～要介護2	38,432	38,599	38,941	39,766	39,908	+1,476
要介護3	7,172	7,231	7,619	7,783	7,819	+647
要介護4	5,679	5,624	6,060	6,514	6,516	+837
要介護5	4,637	4,597	4,572	4,564	4,705	+68
要介護3～5	17,488	17,452	18,251	18,861	19,040	+1,552
合 計	55,920	56,051	57,192	58,627	58,948	+3,028
うちサービス利用者数	42,819	41,579	44,881	45,634	47,274	+4,455

※ 令和2年度までは7月末現在、令和3年度以降は9月末現在

2 重点施策Ⅳ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

取組方針

慢性疾患や認知症等によって医療と介護双方のニーズを有する傾向にある75歳以上の高齢者が増加する中で、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑かつ効果的・効率的に提供することができるよう在宅医療・介護連携を推進する。

成果目標

目標項目	評価指標			
① 在宅医療の量的拡充	訪問診療・往診の件数の増加			
	【設定理由】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、医療・介護サービスを適切に提供する必要がある。 ○ このため、在宅医療の量的な拡充を図っていくことが重要であることから、引き続き「在宅医療の量的拡充」を目標項目とし、「訪問診療・往診の件数の増加」を評価指標とする。 			
	目 標			
	現状値		目標値	
	3年度	6年度	7年度	8年度
	129,126件	150,000件	158,000件	166,000件
【目標値の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍前の伸び率（年5%、H30：107,174件⇒R元：112,966件）を踏まえ、毎年度5%ずつ増加させることを目指し、目標値を設定する。 ※第8期中の残期間も同様に推計（R4：136,000件、R5：143,000件） 				
【指標の把握方法】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島県統計データ（広島県医療・介護・保健情報総合分析システム）から本市分を抽出 				

成果目標

目標項目	評価指標			
② 自宅等の在宅で最期まで暮らした人の増加	自宅等の在宅で最期まで暮らした人の割合の増加			
	【設定理由】 ○ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を推進する上で、多くの市民が望んでいる住み慣れた自宅等で人生の最期を迎えたいというニーズに対応していく視点が重要であることから、引き続き「自宅等の在宅で最期まで暮らした人の増加」を目標項目とし、「自宅等の在宅で最期まで暮らした人の割合の増加」を評価指標とする。			
	目 標			
	現状値	目標値		
	4年度	6年度	7年度	8年度
31.8%	33.0%	33.6%	34.2%	
【目標値の考え方】 ○ コロナ禍前の増加幅（0.6ポイント、H30：25.8%⇒R元：26.4%）を踏まえ、毎年度0.6ポイントずつ増加させることを目標値とする。 ※第8期中の残期間も同様に推計（R5：32.4%）				

【指標の把握方法】

- 厚生労働省人口動態調査から本市分を抽出
 - ・ 対象者：「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」で届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数
 - ・ 調査期間：毎年1月1日～同年12月31日

取組内容

取組項目	主な内容
① 在宅医療に取り組む 機関・人材の確保と 育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、看護師等の職種ごとや多職種合同の同行研修等の実施 ・ 医療・介護関係者へのACPの普及と在宅看取りの対応力向上 ・ 在宅医療・介護サービス提供基盤の充実
② 在宅医療を支える病 診連携・診診連携・ 多職種連携・後方支 援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携パスの活用等による医療機関相互の連携強化 ・ 多職種による退院前カンファレンスやケアプランに係るサービス担当者会議の開催 ・ 多職種が入退院期の情報を共有する連携ツール等の整備 ・ 在宅療養患者の緊急時等の入院受入機関の調整や在宅医療に関する相談等、医療機関からの相談対応の充実 ・ 摂食嚥下・口腔ケアの対応力向上に向けた多職種連携の充実 ・ ACPの実践や看取りに向けた多職種連携の充実 ・ 市、各区に在宅医療・介護連携推進委員会を設置し、在宅医・介護連携の推進に向けた具体的方策等の協議 ・ 日常生活圏域における多職種による情報交換会等の定期開催
③ 認知症医療・介護連 携の強化	<p>重点施策Ⅴに掲載</p>
④ 在宅医療・介護に関 する市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護に関する講演会や教室の開催、パンフレットの配布などの普及啓発活動の実施 ・ 在宅で介護する家族等からの相談や助言を行う取組の支援

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
① 在宅医療に関する同行研修の参加者数の増加	4年度	6年度	7年度	8年度
	177人	200人	215人	230人
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療を充実させるためには、医療専門職等が、実際に在宅医療の現場に同行して行う実践的な研修に参加することによって、担い手の裾野拡大や疾病・診療内容に応じた対応力の向上を図ることが重要であることから、「在宅医療に関する同行研修の参加者数の増加」を目標項目とする。 ○ また、本研修は、患者の自宅等に訪問して実施するものであることから、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後においても直ちにコロナ禍前の規模に戻すことは困難であるため、第9期中にコロナ禍前の規模（R元：222人）まで参加者数を増加させることを目標値とする。 			

【同行研修】

- 在宅医療の担い手となる専門職を増やすため、新たに在宅医療に取り組もうとする者や対応力の向上を目指す者等を対象として、経験豊富な専門職の指導者が実施している在宅医療の現場に同行し基本的知識や実践を学ぶ研修
 - ・ 市レベル：職種別の研修を実施（対象：訪問看護師、薬剤師）
 - ・ 区レベル：多職種が参加する研修を実施（対象：医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員など）

【参加者数の推移】

R 2 : 23人、R 3 : 159人、R 4 : 177人

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
② 医療・介護専門職の多職種連携を目的とした情報交換会等の参加者数の確保	4年度	6年度	7年度	8年度
	7,563人	7,700人	7,700人	7,700人
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な医療・介護専門職が情報交換会や研修会等に参加することは、これら多職種における顔の見える関係づくりやケアの質向上を図る上で重要であることから、「医療・介護専門職の多職種連携を目的とした情報交換会等の参加者数の確保」を目標項目とする。 ○ また、情報交換会等の参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた時期があるものの、その後、オンラインを活用しながら多くの専門職が情報交換会等に参加していることを踏まえ、現場の負担感とのバランスに意を用いて持続可能な取組となるよう、第8期中における最多の参加者数と同程度を維持していくことを目標値とする。 			

【情報交換会等の開催実績】

- 全市、区、日常生活圏域の各地域レベルで、摂食嚥下、認知症、A C Pなどのテーマを設定し、多職種が参加する研修会・情報交換会・事例検討会を開催している。
- 参加者数 R元：7,475人、R2：3,220人、R3：7,678人、R4：7,563人

【過去2年間の内訳】

- ・R3 全市：2回（485人）、区：61回（3,404人）、日常生活圏域：68回（3,789人）
- ・R4 全市：1回（597人）、区：55回（3,325人）、日常生活圏域：64回（3,641人）

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
③ ACP(※)に関する 市民向け教室等の参加者数の増加	4年度	6年度	7年度	8年度
	2,904人	3,500人	3,800人	4,100人
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人生の最期まで自分らしく暮らし続けることができるように、自らが望む医療やケア等について、家族や医療・介護専門職等と話し合い、共有する取組の普及は重要であることから、引き続き「ACPに関する市民向け教室等の参加者数の増加」を目標項目とする。 ○ また、41か所の地域包括支援センターの担当圏域における開催実績（R4：平均71人）等を踏まえ、令和8年度に各担当圏域で100人程度の参加を目指して、毎年度300人ずつ増加させることを目標値とする。 			

※ アドバンス・ケア・プランニングの略。人生の最終段階の医療に関する意思決定支援の方法として、本人や家族、医療従事者らが治療内容や療養場所などを繰り返し話し合って決めるもの

【市民（国民）のACPの認知度（令和4年度）】

- ・ 本市 よく知っている：12.8%、聞いたことはあるがよく知らない：21.5%、知らない：64.1%、無回答：1.8%
- ・ 全国 よく知っている：5.9%、聞いたことはあるがよく知らない：21.5%、知らない：72.1%、無回答：0.6%

3 重点施策Ⅴ 認知症施策の推進

取組方針

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に備えて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等も踏まえ、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、早期発見・早期診断・早期対応をはじめ症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族等を支える取組や認知症への理解を深めるための普及啓発活動など、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりに向けて施策を総合的かつ体系的に推進する。

※ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で市町村における策定が努力義務とされている「認知症施策推進計画」として重点施策Ⅴを位置付けるものとします。

成果目標

目標項目	評価指標			
認知症の人やその家族を支援する活動の拡大	認知症の人やその家族に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合の増加			
	<p>【設定理由】</p> <p>○ 市民が認知症への理解を深めるとともに地域で支えるという意識を高め、支援活動に結び付けていくことが、認知症の人等にやさしい地域づくりを進めていく上で重要であるため、「認知症の人やその家族を支援する活動の拡大」を目標項目に設定し、引き続き「認知症の人やその家族に対して何らかの協力をした」と回答した人の割合の増加を図る。</p>			
	目 標			
	現状値	目標値		
	4年度	6年度	7年度	8年度
24.7%	25.4%	25.7%	26.0%	
<p>【目標値の考え方】</p> <p>○ 調査を開始した令和2年度から数値が減少（R2：25.7%、R3：25.4%）していることなどを踏まえ、第9期中に令和2年度の水準を上回ることを目指し、毎年度0.3%ずつ増加させることを目標値とする。</p>				

【指標の把握方法】

○ 広島市市民意識調査：対象者は広島市に在住する男女（18歳以上）で5,000人（無作為抽出）

【参考】 認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したいと回答した人の割合：52.4%（R2実績）

取組内容

取組項目	主な内容
① 認知症に関する正しい知識の普及と本人発信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人の理解者・支援者（認知症サポーター等）の養成 ・ 認知症の人本人からの発信の機会の創出 ・ 認知症月間等における普及啓発
② 認知症の容態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアパスの普及 ・ 認知症初期集中支援チームの活動の推進 ・ 早期発見・早期対応につながる情報提供・支援の取組 ・ 地域の認知症医療提供体制の充実 ・ 認知症対応型サービスの整備 ・ 医療関係者、介護従事者の認知症対応力の向上
③ 若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症に関する相談支援体制の充実 ・ 本人、家族や企業等に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発
④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーターを対象とするステップアップ講座の実施 ・ 地域支援体制の充実 ・ 行方不明等になった認知症高齢者等の早期発見・保護の取組
⑤ 認知症の人の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の普及促進・活動支援 ・ 高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
① 認知症サポーターの養成数の増加	4年度	6年度	7年度	8年度
	13,250人 (延138,138人)	15,000人 (延167,000人)	15,000人 (延182,000人)	15,000人 (延197,000人)
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人とその家族等を地域で支えていくためには、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発が重要であることから、引き続き「認知症サポーターの養成数の増加」を目標項目とする。 ○ また、コロナ禍前（令和元年度：15,121人・過去最大値）の養成数の状況を踏まえ、毎年度15,000人ずつ増加させることを目標値とする。 			

【認知症サポーター養成講座】

- ・ 内容：認知症の主な症状、認知症の人と接するときの心構えなど
- ・ 受講者：地域住民、学校（小・中・高・大）、企業、行政など幅広く受講

【養成数の推移】

R2：7,368人、R3：9,312人、R4：13,250人

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
② 認知症初期集中支援チームの支援によって医療・介護サービスにつながった者の割合の確保	4年度	6年度	7年度	8年度
	83.5%	80%以上	80%以上	80%以上
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築する上で、認知症が疑われる人などを訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームが担う役割は重要であることから、引き続き「認知症初期集中支援チームの支援によって医療・介護サービスにつながった者の割合の確保」を目標項目とする。 ○ また、支援対象者の中には当面サービスの利用を必要としないものがあるなど、支援終了時においてサービスにつなげられない者が一定数いること、また、国の掲げている目標が65%であることなどを踏まえ、80%以上を維持することを目標値とする。 			

【R 3実績】
・ 年度中に支援終了したケース : 109件
・ うち医療・介護サービスにつながったケース : 88件 (つながった割合 : 80.7%)
【R 4実績】
・ 年度中に支援終了したケース : 97件
・ うち医療・介護サービスにつながったケース : 81件 (つながった割合 : 83.5%)

数値目標を設定して取り組む項目

項目	目標			
	現状値	目標値		
③ 認知症カフェの設置数の増加	4年度	6年度	7年度	8年度
	128か所	160か所	175か所	190か所
	<p>【設定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談・交流などができる場である「認知症カフェ」の取組が広まることは、認知症の人とその家族等を地域で支える体制づくりを推進する上で重要であることから、引き続き「認知症カフェの設置数の増加」を目標項目とする。 ○ また、令和7年度の目標として掲げていた設置数（約140か所）を第8期中に達成する見込みであることから、第9期においては、41か所の地域包括支援センターの担当圏域で1か所程度増加を目指し、毎年度15か所ずつ増加させることを目標値とする。 			

【認知症カフェ設置数の推移】

- ・ R 2 : 103か所 (+ 7か所)
- ・ R 3 : 109か所 (+ 6か所)
- ・ R 4 : 128か所 (+19か所)
- ・ R 5 : 147か所 (+19か所) ※7月現在

【参考】認知症高齢者数の推移

※ 要介護等認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ a 以上のもの（各年度9月末現在の値）

